

マイナンバーカードに関する休日窓口を開設します

ページ番号
1003311

マイナンバーカードの申請、受け取り、電子証明書更新などの手続きについて、下記の日程で休日窓口を開設します。休日窓口は完全予約制で、平日の8時30分から17時15分まで電話にて予約を受け付けします。

●10月の開設日

開設日 10月11日(日) 受付時間 9時～11時45分 受付場所 住民環境課窓口

※予約制ではありますが、手続きには1人あたり15分ほど時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。



- 持ち物 <カードの申請> 個人番号カード交付申請書(お持ちの人のみ)、通知カード、本人確認書類
- <カードの受け取り> 交付通知書(はがき)、通知カード、住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(お持ちの人のみ)、本人確認書類
- <電子証明書更新、暗証番号再設定> マイナンバーカード

【マイナンバーカードに関する手続きについて】

※必ず本人が窓口にお越しください。なお、15歳未満の人または成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。※マイナンバーカードの申請や受け取り時に暗証番号を記入していただきます。事前に暗証番号(英数字6桁以上16桁以内および数字4桁)を決めておいてください。

【マイナンバーカードの申請について】

スマートフォンやパソコンなどを使って、既に送付されている個人番号カード交付申請書のQRコードを読み取り、マイナンバーカードオンライン申請サイトにアクセスし、メールアドレスや顔写真などの必要事項を登録することでマイナンバーカードの交付申請をすることができます。詳しくは「QRコード付き交付申請書でマイナンバーカードをつくろう!」<https://www.kojinbango-card.go.jp>をご覧ください。

● 今後の休日窓口開設日は11月8日(日)です。※予約は10月13日(火)8時30分から受け付けします。

システムのメンテナンスなどで日時が変更になる場合があります。町ホームページでご確認ください。

問 申 住民環境課 ☎32-1104

アクティブシニア生活応援給付金の申請手続きについて

ページ番号
1003629

アクティブシニア生活応援給付金は、8月から申請を受け付け、9月にはプッシュ型の対象者や8月末までに書類を受理した人あてに、初回の振り込みをしました。申請期限は11月30日(月)です。お手続きが必要な人はお早めをお願いします。

※お手続きが不要な人への支給は終了しています。

●今一度、ご確認をお願いします。

給付を受けるために申請が必要な人には8月中旬頃に「アクティブシニア生活応援給付金支給要件確認書兼支給申請書」(右イメージ参照)を送付しています。申請をいただかないと支給できませんので記入欄に必要な事項を記入し、口座確認書類や本人確認書類を添付し、すみやかに提出してください。

●ご注意ください。

申請書裏面の口座選択欄にある「公金受取口座」は、マイナンバーに紐づけ登録された口座であり、年金や町からの各種お支払いなどの受取口座ではありませんのでご注意ください。

問 健康福祉課 ☎32-1105

令和4年8月●日
お問合せ番号: 00000

503-1330
岐阜県美濃郡美濃町
799-0000
高田住宅101
廣 花子 様

廣 花子 様 宛

アクティブシニア生活応援給付金支給要件確認書兼支給申請書

基準日(令和4年8月1日)時点の状況に基づき、アクティブシニア生活応援給付金の支給対象に該当するため、以下の内容を確認して、令和4年11月30日(月)までに、申請してください。

(1) 生活内容
支給対象者 廣 花子 支給額 10,000円

(2) 同意・確認事項
① 受給資格や確認に当たり、出席等確認を行うことがあり、確認ができない場合、関係書類の提出を求める場合があります。また、他市町村へ居住地の確認を行う場合もあります。
② 当期が、記載された受給日曜に支払手続後、記載間違い等の事由により額が決定せず、かつ、当期が定める期間までに、申請者に連絡・確認できない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。
③ 提出期限までに本年請求が提出されない場合や、提出された申請書に不備があり、期が定める期間までに必要な修正が付けられない場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなします。
④ 給付金の支給後、本年請求の記載内容について虚偽であることが判明した場合、もしくは給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、この給付金の返還を求める場合があります。また、虚偽等に虚偽の記載をした場合は、不正受給として罰則が課せられる場合があります。

(3) 支給内容と(2)同意・確認事項に内容について了した場合は、下欄に記入してください。

記入日	令和4年	月	日
申請者氏名			
電話番号			

(3) 振込先の確認事項
・振込不能となる場合がありますので、長期間入金されない場合はご連絡ください。
・金融機関に口座がない等、どうしても振込によるお支払いが困難な方は、お問い合わせください。
・振込先(金融機関)の振込確認番号と本人(代理人)確認書類が揃っていない場合は、支給できません。
裏面に続きます。必ずご確認ください。

お酒を飲むのは20歳から

20歳未満の人の飲酒は法律で禁止されています。令和4年4月に民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限は20歳のまま維持されています。

問 大垣税務署 ☎78-4101